

○島田市立小学校及び中学校通学区調査審議会条例

平成17年5月5日

条例第144号

改正 平成24年2月29日条例第2号

(設置)

第1条 島田市は、島田市立の小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の通学区の適正化を図るため、島田市立小学校及び中学校通学区調査審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、小中学校の通学区の設定について調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 小中学校のPTAの代表者

(3) 地域住民の代表者

(4) 小中学校の校長の代表者

(5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条の規定による最終の答申書を教育委員会に提出する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 委員長は、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

(平24条例2・一部改正)

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年5月5日から施行する。

附 則 (平成24年2月29日条例第2号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。